平成 28 年 11 月 10 日

各　　位

会 社 名　　株式会社オウチーノ
代表者名　　代表取締役社長兼 CEO　　井端　純一
（コード番号：6084　マザーズ市場）
問合せ先　　執行役員 CFO　　村田　吉隆
（TEL. 03-5402-6887）

住　　所　　東京都渋谷区渋谷三丁目３番２号
渋谷ＭＫビル４Ｆ
氏　　名　　穐　　田　　誉　　輝

穐田誉輝氏による「公開買付開始公告」及び「株式会社オウチーノ株券（証券コード：6084）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ

当社は、穐田誉輝氏より、同氏が平成 28 年 10 月 31 日付で行いました「公開買付開始公告」及び平成 28 年 10 月 28 日付で公表いたしました「株式会社オウチーノ株券（証券コード：6084）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がある旨の連絡を受け、同氏の要請に基づき、別添のとおりお知らせいたします。

以 上

（添付資料）
平成 28 年 11 月 10 日付「(訂正)「公開買付開始公告」及び「株式会社オウチーノ株券（証券コード：6084）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正について」

平成 28 年 11 月 10 日

各　位

東京都渋谷区渋谷三丁目３番２号
渋谷ＭＫビル　４Ｆ
穐田　誉輝

（訂正）「公開買付開始公告」及び「株式会社オウチーノ株券（証券コード：6084）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正について

穐田　誉輝（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社オウチーノ（株式会社東京証券取引所マザーズ市場、証券コード：6084、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、平成 28 年 10 月 31 日付で行いました「公開買付開始公告」及び平成 28 年 10 月 28 日付で公表いたしました「株式会社オウチーノ株券（証券コード：6084）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします（訂正箇所には下線を付しております。）。

なお、本訂正は、法第 27 条の３第２項第１号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

Ⅰ．平成 28 年 10 月 31 日付「公開買付開始公告」の訂正の内容

「公開買付開始公告」について、下記のとおり訂正いたします。

１．公開買付けの目的

（１）本公開買付けの概要

（訂正前）

公開買付者は、平成 28 年 10 月 28 日、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより、対象者の議決権の過半数の取得を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公告日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、平成 28 年 10 月 28 日、対象者との間で投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結することを決定いたしました。本投資契約の詳細は、下記「（３）本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本投資契約の概要」をご参照ください。

本公告日現在、対象者株式は東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、後述の本第三者割当増

資及び本自己株式処分を組み合わせることにより対象者の議決権の過半数の取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様に少しでも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び後述の本第三者割当による取得分並びに後述の本第三者割当増資による公開買付者が同意する者４名（堀口育代氏、林展宏氏、菅間淳氏及び舘野祐一氏。以下、４名を総称して「顧問候補者ら」といいます。なお、公開買付者は顧問候補者らと過去に経営を担った経験を有しております。）の取得分に関して、本第三者割当増資による最小発行株式数を公開買付者と対象者との協議の上 506,500 株とし、仮に本公開買付けに対象者の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合においても後述の本第三者割当増資後の株券等所有割合（以下「増資後株券等所有割合」といいます。（注１））が 66.00%となるよう、買付予定数の上限を 645,000 株（所有割合（注２）：50.06%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（中略）

（注１） 「増資後株券等所有割合」とは、対象者が平成 28 年８月 10 日に提出した第 14 期第２四半期報告書（以下「対象者第 14 期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、第三者割当により発行及び処分される対象者株式数（本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときには、556,600 株。）に係る議決権数（前記括弧内の場合には、5,566 個）を加算した議決権数（前記括弧内の場合には、17,446 個）を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。

（中略）

なお、上記（注１）から（注３）の計算式にて算出した本公告記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合（注１）	所有割合（注２）	増資後完全希薄化ベース持株割合（注３）
①	36.97%	50.06%	―
②	17.44%	23.61%	12.86%
③	66.00%	89.37%	―
④	61.63%	110.17%	60.00%
⑤	16.52%	22.37%	12.18%
⑥	0.92%	1.24%	0.68%
⑦	5.73%	7.76%	4.23%
⑧	23.17%	31.37%	17.09%

① 買付予定数の上限（645,000 株）
② 買付予定数の下限（304,200 株）
③ 本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,151,500 株）に係る議決権数（11,515 個）
④ 本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,419,500 株）
⑤ 井端氏が所有する対象者株式の全て（288,200 株）
⑥ 井端まどか氏が所有する対象者株式の全て（16,000 株）
⑦ 対象者が所有する自己株式の数（100,000 株）
⑧ 応募合意株主及び自己株式の合計数（404,200 株）

（中略）

また、対象者が平成 28 年 10 月 28 日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、平成 28 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし（但し、後述の本自己株式処分の割当予定先は公開買付者のみとなります。）、申込期間を平成 28 年 11 月 28 日から平成 29 年２月７日まで、払込期間を平成 28 年 12 月９日から平成 29 年２月８日までとする第三者割当の方法による、募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。（注４））及び自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といい（注５）、本第三者割当増資と併せて「本第三者割当」といいます。）について決議しているとのことです。なお、顧問候補者らを割当予定先とする第三者割当の方式による募集株式の引受けは、新規発行に係る株式を取得するものであることから「買付け等」に該当せず、従って、いわゆる別途買付け禁止規制（法第 27 条の５）の適用を受けません。

公開買付者は、本第三者割当に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数）（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株主の数が買付予定数の上限を超えた場合において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。以下同じ。）（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（中略）

以下は、その場合の議決権に関する内容です。

(a) 公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、最大で 10,278 個であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）を取得することとなる場合には、合計 13,320 個となります（注）。

（注）公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株に係る議決権数 10,278 個に、上記の対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）に係る議決権数 4,042 個を加算した上で、両者の重複部分である対象者が所有する自己株式 100,000 株に係る議決権数 1,000 個を控除した個数となります。

(b) 上記（a）の募集株式に係る議決権数は、最大で 10,278 個であります。

(c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で 23,033 個であります（注）。

（注）対象者第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株に係る議決権数 10,278 個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計 87,500 株に係る議決権数 875 個を加算した個数となります。

（中略）

（注４） 第三者割当増資は、発行価額が本公開買付価格と同額である１株当たり 807 円、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、増資後完全希薄化ベース持株割合にして 60.00%（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）に、発行株式数が最大で 1,015,300 株（以下「最大発行株式数」といい、当該最大発行株式数の内訳は、公開買付者：927,800 株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各 25,000 株、舘野祐一氏：12,500 株となります。）、発行価額の総額が 819,347,100 円（当該発行価額の総額は、最大発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）となります。他方、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、増資後株券等所有割合にして 66.00%（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）に、発行株式数が最小で 506,500 株（以下「最小発行株式数」といい、当該最小発行株式数の内訳は、公開買付者：419,000 株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各 25,000 株、舘野祐一氏：12,500 株となります。）、当該発行価額の総額が 408,745,500 円（当該発行価額の総額は、最小発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最小値であります。）となります。なお、本公開買付けにつき、応募株式数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）を超え、かつ 645,000 株（本公開買付けの買付予定数の上限）以下で成立した

場合における、本第三者割当増資による公開買付者に対する発行株式数については、(i) 増資後株券等所有割合が 66.00%に達するまで（具体的には、応募株式数に係る議決権数が 5,049 個以下（応募株式数が 504,999 株以下）であったとき）は最大発行株式数（1,015,300 株）に変動はないものの、(ⅱ) 本公開買付け及び本第三者割当の結果増資後株券等所有割合が 66.00%を超えることとなるとき（具体的には、応募株式数に係る議決権数が 5,050 個以上（応募株式数が 505,000 株以上）であったとき）には、増資後株券等所有割合が 66.00%を超えないよう最大発行株式数を 100 株単位で減じて発行されることとなります（具体的には、応募株式数に係る議決権数の 5,049 個からの増加分を x 個とした場合、本第三者割当増資に係る最大の発行株式数（z 株）は、以下の算式により算定されることとなります。）。

z（株） ＝ 1,015,300（最大発行株式数）－ y（最大発行株式数からの減少株式数）

$$y\text{（最大発行株式数からの減少株式数）} = \frac{x\text{（個）} \times 100,000 - 93,165}{33,995} \times 100$$

（注） 「y」は 100 株単位とし、100 株未満の部分は全て 100 株に繰り上げる。

（中略）

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当により調達する資金（発行及び処分諸費用控除後の手取概算額）については、(i) 銀行借入金の返済資金として約 275 百万円、(ⅱ) 住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資として約 388 百万円、(ⅲ) 住宅・不動産関連ポータル事業に係る人材投資として約 225 百万円にそれぞれ充当される予定であるとのことです。また、公開買付者において、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の数として対象者が決議した株式数のうち一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることになることから、その場合は資金使途の優先順位（ⅲ）、(ⅱ)、(i) の順に使途を減額する予定とのことです。なお、本第三者割当の詳細については、対象者有価証券届出書等をご参照ください。

（訂正後）

公開買付者は、平成 28 年 10 月 28 日、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより、対象者の議決権の過半数の取得を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公告日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、平成 28 年 10 月 28 日付で、対象者との間で投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結いたしました。本投資契約の詳細は、下記「（３）本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本投資契約の概要」をご参照ください。

本公告日現在、対象者株式は東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより対象者の議決権について後述の本第三者割当増資後の株券等所有割合（以下「増資後株券等所有割合」といいます。（注１））で 61.63%から 66.00%までの取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様に少しでも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、

公開買付者の本公開買付けによる取得分及び後述の本第三者割当による取得分並びに後述の本第三者割当増資による公開買付者が本公開買付け後における対象者の顧問への就任に同意する者４名（堀口育代氏、林展宏氏、菅間淳氏及び舘野祐一氏。以下、４名を総称して「顧問候補者ら」といいます。なお、公開買付者は顧問候補者らと過去に経営を担った経験を有しております。）の取得分に関して、本第三者割当増資による最小の発行株式数（後述の本第三者割当増資により公開買付者及び顧問候補者らに発行される対象者株式数のうち最小のもの）を公開買付者と対象者との協議の上 506,500 株とし、仮に本公開買付けに対象者の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合においても増資後株券等所有割合が 66.00%となるよう、買付予定数の上限を 645,000 株（所有割合（注２）：50.06%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（中略）

（注１） 「増資後株券等所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当の結果新たに発行及び処分されることとなる対象者株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、具体的には、対象者が平成 28 年８月 10 日に提出した第 14 期第２四半期報告書（以下「対象者第 14 期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数に係る議決権数を加算した議決権数を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。なお、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときには、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は 556,600 株、その議決権個数は 5,566 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数 17,446 個を分母として算出されることとなります。

（中略）

なお、上記（注１）から（注３）の計算式にて算出した本公告記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合（注１）	所有割合（注２）	増資後完全希薄化ベース持株割合（注３）
①	36.97%	50.06%	―
②	13.81%	23.61%	12.86%
③	66.00%	89.37%	―
④	61.63%	110.17%	60.00%
⑤	12.51%	22.37%	12.18%
⑥	0.69%	1.24%	0.68%
⑦	4.34%	7.76%	4.23%

⑧	17.55%	31.37%	17.09%

① 買付予定数の上限（645,000 株）

② 買付予定数の下限（304,200 株）

③ 本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,151,500 株）に係る議決権数（11,515 個）

④ 本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,419,500 株）

⑤ 井端氏が所有する対象者株式の全て（288,200 株）

⑥ 井端まどか氏が所有する対象者株式の全て（16,000 株）

⑦ 対象者が所有する自己株式の数（100,000 株）

⑧ 応募合意株主及び自己株式の合計数（404,200 株）

（注）「増資後株券等所有割合」の算定において、（i）分子が上記①及び③の場面では、分母に係る議決権の個数を 17,446 個として算定しています。これは、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときを想定したものです（本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は 556,600 株、その議決権個数は 5,566 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 17,446 個となります。）。また、（ⅱ）分子が上記②の場面では、分母に係る議決権の個数を 22,033 個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式の合計数（304,200 株）のみで成立した場合を想定したものです（この場合、本第三者割当により発行される対象者株式数は 1,015,300 株（後述の最大発行株式数）、その議決権個数は 10,153 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 22,033 個となります。）。他方、（ⅲ）分子がそれら以外の場面（上記④、⑤、⑥、⑦及び⑧の場面）では、分母に係る議決権の個数を 23,033 個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合を想定したものです（この場合、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は 1,115,300 株（後述の最大発行株式数（1,015,300 株）に応募予定の自己株式 100,000 株を加算した株式数）、その議決権個数は 11,153 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 23,033 個となります。）。

（中略）

また、対象者が平成 28 年 10 月 28 日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、

平成 28 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし（但し、後述の本自己株式処分の割当予定先は公開買付者のみとなります。）、申込期間を平成 28 年 11 月 28 日から平成 29 年２月７日まで、払込期間を平成 28 年 12 月９日から平成 29 年２月８日までとする第三者割当の方法による、募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。（注４））及び自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といい（注５）、本第三者割当増資と併せて「本第三者割当」といいます。）について決議しているとのことです。なお、顧問候補者らを割当予定先とする第三者割当の方式による募集株式の引受けは、新規発行に係る株式を取得するものであることから「買付け等」に該当せず、従って、いわゆる別途買付け禁止規制（法第 27 条の５）の適用を受けません。

公開買付者は、本第三者割当に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資（後掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）から 504,999 株までの数であった場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00％を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（中略）

以下は、その場合の議決権に関する内容です。

(a) 公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、(i) 最大で 10,278 個であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）を取得することとなる場合には、合計 13,320 個となります（注）。また、公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、（ii）最小で 4,190 個であり、これは本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超えた場合であることから、当該 645,000 株に係る議決権数 6,450 個を加算し、合計 10,640 個となります。

（注）公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株（本第三者割当増資（後掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数 927,800 株に、自己株式 100,000 株を加算した株式数）に係る議決権数 10,278 個に、上記の対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）に係る議決権数 4,042 個を加算した上で、両者の重複部分である対象者が所有する自己株式 100,000 株に係る議決権数 1,000 個を控除した個数となります。

(b) 上記（a）の募集株式に係る議決権数は、最大で 10,278 個、最小で 4,190 個であります。

(c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で 23,033 個（注 a）、最小で 17,446 個であります（注 b）。

（注 a）対象者第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株に係る議決権数 10,278 個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計 87,500 株に係る議決権数 875 個を加算した個数となります。

（注 b）対象者第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最小数 469,100 株（公開買付者に対する本第三者割当増資による最小の発行株式数 419,000 株と公開買付者に対する本自己株式処分による最小の処分株式数 50,100 株との合計数）に係る議決権数 4,691 個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計 87,500 株に係る議決権数 875 個を加算した個数となります。

（中略）

（注４） 第三者割当増資は、発行価額が本公開買付価格と同額である１株当たり 807 円で、(イ) 本公開買付けにつき 404,200 株以上 504,999 株以下の応募があった場合には、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、発行株式数が最大で 1,015,300 株（以下「最大発行株式数」といい、当該最大発行株式数の内訳は、公開買付者：927,800 株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各 25,000 株、舘野祐一氏：12,500 株となります。）、発行価額の総額が 819,347,100 円（当該発行価額の総額は、最大発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）となります。他方、(ロ) 本公開買付けにつき 645,001 株以上の応募があった場合には、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、発行株式数が最小で 506,500 株（以下「最小発行株式数」といい、当該最小発行株式数の内訳は、公開買付者：419,000 株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各 25,000 株、舘野祐一氏：12,500 株となります。）、当該発行価額の総額が 408,745,500 円（当該発行価額の総額は、最小発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最小値であります。）となります。なお、本公開買付けにつき、応募株式数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）を超え、かつ 645,000 株（本公開買付けの買付予定数の上限）以下で成立した場合における、本第三者割当増資による公開買付者に対する発行株式数については、(i) 増資後株券等所有割合が 66.00%に達するまで（具体的には、応募株式数に係る議決権数が 5,049 個以下（応募株式数が 504,999 株以下）であったとき）は最大発行株式数（1,015,300 株）に変動はないものの、(ii) 本公開買付け及び本第三者割当の結果増資後株券等所有割合が 66.00%を超えることとなるとき（具体的には、応募株式数に係る議決権数が 5,050 個以上（応募株式数が 505,000 株以上）であったとき）には、増資後株券等所有割合が 66.00%を超えないよう最大発行株式数を 100 株単位で減じて発行さ

れることとなります（具体的には、応募株式数に係る議決権数の 5,049 個からの増加分をｘ個とした場合、本第三者割当増資に係る発行株式数（ｚ株）は、以下の算式により算定されることとなります。）。

ｚ（株） ＝ 1,015,300（最大発行株式数）－ ｙ（最大発行株式数からの減少株式数）

$$\text{ｙ（最大発行株式数からの減少株式数）} = \frac{\text{ｘ（個）} \times 100,000 - 93,165}{33,995} \times 100$$

（注） 「ｙ」は 100 株単位とし、100 株未満の部分は全て 100 株に繰り上げる。

また、（ⅲ）本公開買付けにおける応募株式数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）には、あん分比例の方式により計算した株数につき株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済が行われることとなりますが、かかる場合においては、本第三者割当増資により公開買付者に対して発行される対象者株式数は 419,000 株となり、顧問候補者らに対して発行される対象者株式数（87,500 株）と合計して 506,500 株（最小発行株式数）となります。なお、この場合、増資後株券等所有割合は、64.17%以上 66.00%以下となります。

（中略）

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当により調達する資金（発行及び処分諸費用控除後の手取概算額）については、（ⅰ）銀行借入金の返済資金として約 275 百万円、（ⅱ）住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資として約 388 百万円、（ⅲ）住宅・不動産関連ポータル事業に係る人材投資として約 225 百万円にそれぞれ充当される予定であるとのことです。また、公開買付者において、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の数として対象者が決議した株式数のうち一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることになることから、その場合は資金使途の優先順位（ⅲ）、（ⅱ）、（ⅰ）の順に減額する予定とのことです。なお、本第三者割当の詳細については、対象者有価証券届出書等をご参照ください。

（５） 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

（訂正前）

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成 28 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数）（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する

方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（後略）

（訂正後）

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年10月28日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資（前掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が404,200株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）から504,999株までの数であった場合））、最小で419,000株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001株以上の応募があった場合）において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大100,000株、最小50,100株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（後略）

２． 公開買付けの内容

（８） 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

（訂正前）

（前略）

（注２） 対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成 28 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数）（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。また、顧問候補者らによれば、本公開買付けが成立することを条件として、本第三者割当増資における顧問候補者らに対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（合計 87,500 株）について払込みを行う予定とのことです。本公開買付けにおいて公開買付者が買付予定数の上限（645,000 株）の買付け等を行い、公開買付者が本第三者割当増資につき 419,000 株の全部の払込みを行い、かつ、顧問候補者らが当該株式数（合計 87,500 株）の全部の払込みを行った場合、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる株式数の合計は 1,151,500 株となり、当該株式に係る増資後株券等所有割合の合計は 66.00%となります。なお、顧問候補者らは、法第 27 条の２第７項第２号の規定（株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等を取得することを合意している者）による特別関係者に該当する可能性がありますが、本公告日現在、いずれも対象者の株券等を一切所有しておりません。

（訂正後）

（前略）

（注２） 対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成 28 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議し

た株式数であって、本第三者割当増資（前掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）から 504,999 株までの数であった場合））、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。また、顧問候補者らによれば、本公開買付けが成立することを条件として、本第三者割当増資における顧問候補者らに対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（合計 87,500 株）について払込みを行う予定とのことです。本公開買付けにおいて公開買付者が買付予定数の上限（645,000 株）の買付け等を行い、公開買付者が本第三者割当増資につき 419,000 株の全部の払込みを行い、かつ、顧問候補者らが当該株式数（合計 87,500 株）の全部の払込みを行った場合、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる株式数の合計は 1,151,500 株となり、当該株式に係る増資後株券等所有割合の合計は 66.00%となります。なお、顧問候補者らは、法第 27 条の２第７項第２号の規定（株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等を取得することを合意している者）による特別関係者に該当する可能性がありますが、本書提出日現在、いずれも対象者の株券等を一切所有しておりません。

Ⅱ．平成 28 年 10 月 28 日付「株式会社オウチーノ株券（証券コード：6084）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正の内容

「株式会社オウチーノ株券（証券コード：6084）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、下記のとおり訂正いたします。

１． 買付け等の目的等

（１） 本公開買付けの概要

（訂正前）

公開買付者は、本日、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより、対象者の議決権の過半数の取得を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、本日、対象者との間で投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結することを決定いたしました。本投資契約の詳細は、下記「（３）本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本投資契約の概要」をご参照ください。

本日現在、対象者株式は東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより対象者の議決権の過半数の取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様に少しでも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び後述の本第三者割当による取得分並びに後述の本第三者割当増資による公開買付者が同意する者４名（堀口育代氏、林展宏氏、菅間淳氏及び舘野祐一氏。以下、４名を総称して「顧問候補者ら」といいます。なお、公開買付者は顧問候補者らと過去に経営を担った経験を有しております。）の取得分に関して、本第三者割当増資による最小発行株式数を公開買付者と対象者との協議の上 506,500 株とし、仮に本公開買付けに対象者の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合においても後述の本第三者割当増資後の株券等所有割合（以下「増資後株券等所有割合」といいます。（注１））が 66.00%となるよう、買付予定数の上限を 645,000 株（所有割合（注２）：50.06%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（中略）

（注１） 「増資後株券等所有割合」とは、対象者が平成 28 年８月 10 日に提出した第 14 期第２四半期報告書（以下「対象者第 14 期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、第三者割当により発行及び処分

される対象者株式数（本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときには、556,600 株）に係る議決権数（前記括弧内の場合には、5,566 個）を加算した議決権数（前記括弧内の場合には、17,446 個）を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。

（中略）

なお、上記（注１）から（注３）の計算式にて算出した本書記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合（注１）	所有割合（注２）	増資後完全希薄化ベース持株割合（注３）
①	36.97%	50.06%	―
②	17.44%	23.61%	12.86%
③	66.00%	89.37%	―
④	61.63%	110.17%	60.00%
⑤	16.52%	22.37%	12.18%
⑥	0.92%	1.24%	0.68%
⑦	5.73%	7.76%	4.23%
⑧	23.17%	31.37%	17.09%

① 買付予定数の上限（645,000 株）

② 買付予定数の下限（304,200 株）

③ 本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,151,500 株）に係る議決権数（11,515 個）

④ 本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,419,500 株）

⑤ 井端氏が所有する対象者株式の全て（288,200 株）

⑥ 井端まどか氏が所有する対象者株式の全て（16,000 株）

⑦ 対象者が所有する自己株式の数（100,000 株）

⑧ 応募合意株主及び自己株式の合計数（404,200 株）

（中略）

また、対象者が本日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし（但し、後述の本自己株式処分の割当予定先は公開買付者のみとなります。）、申込期間を平成 28 年 11 月 28 日から平成 29 年２月

７日まで、払込期間を平成 28 年 12 月９日から平成 29 年２月８日までとする第三者割当の方法による、募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。（注４））及び自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といい（注５）、本第三者割当増資と併せて「本第三者割当」といいます。）について決議しているとのことです。なお、顧問候補者らを割当予定先とする第三者割当の方式による募集株式の引受けは、新規発行に係る株式を取得するものであることから「買付け等」に該当せず、従って、いわゆる別途買付け禁止規制（法第 27 条の５）の適用を受けません。

公開買付者は、本第三者割当に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数）（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株主の数が買付予定数の上限を超えた場合において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。以下同じ。）（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（中略）

以下は、その場合の議決権に関する内容です。

(a) 公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、最大で 10,278 個であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）を取得することとなる場合には、合計 13,320 個となります（注）。

（注）公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株に係る議決権数 10,278 個に、上記の対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）に係る議決権数 4,042 個を加算した上で、両者の重複部分である対象者が所有する自己株式 100,000 株に係る議決権数 1,000 個を控除した個数となります。

(b) 上記（a）の募集株式に係る議決権数は、最大で 10,278 個であります。

(c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で 23,033 個であります（注）。

（注） 対象者第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株に係る議決権数 10,278 個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計 87,500 株に係る議決権数 875 個を加算した個数となります。

（中略）

（注４） 第三者割当増資は、発行価額が本公開買付価格と同額である１株当たり 807 円、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、増資後完全希薄化ベース持株割合にして 60.00％（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数(404,200 株)の応募のみで成立した場合)に、発行株式数が最大で 1,015,300 株（以下「最大発行株式数」といい、当該最大発行株式数の内訳は、公開買付者：927,800 株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各 25,000 株、舘野祐一氏：12,500 株となります。)、発行価額の総額が 819,347,100 円（当該発行価額の総額は、最大発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）となります。他方、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、増資後株券等所有割合にして 66.00％（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）に、発行株式数が最小で 506,500 株（以下「最小発行株式数」といい、当該最小発行株式数の内訳は、公開買付者：419,000 株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各 25,000 株、舘野祐一氏：12,500 株となります。)、当該発行価額の総額が 408,745,500 円（当該発行価額の総額は、最小発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最小値であります。）となります。なお、本公開買付けにつき、応募株式数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）を超え、かつ 645,000 株（本公開買付けの買付予定数の上限）以下で成立した場合における、本第三者割当増資による公開買付者に対する発行株式数については、(i) 増資後株券等所有割合が 66.00％に達するまで（具体的には、応募株式数に係る議決権数が 5,049 個以下（応募株式数が 504,999 株以下）であったとき）は最大発行株式数（1,015,300 株）に変動はないものの、(ii) 本公開買付け及び本第三者割当の結果増資後株券等所有割合が 66.00％を超えることとなるとき（具体的には、応募株式数に係る議決権数が 5,050 個以上（応募株式数が 505,000 株以上）であったとき）には、増資後株券等所有割合が 66.00％を超えないよう最大発行株式数を 100 株単位で減じて発行されることとなります（具体的には、応募株式数に係る議決権数の 5,049 個からの増加分を x 個とした場合、本第三者割当増資に係る最大の発行株式数（z 株）は、以下の算式により算出されることとなります。)。

z（株） ＝ 1,015,300（最大発行株式数）－ y（最大発行株式数からの減少株式数）

$$y\text{（最大発行株式数からの減少株式数）} = \frac{x\text{（個）} \times 100{,}000 - 93{,}165}{33{,}995} \times 100$$

（注）「y」は 100 株単位とし、100 株未満の部分は全て 100 株に繰り上げる。

（中略）

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当により調達する資金（発行及び処分諸費用控除後の手取概算額）については、(i) 銀行借入金の返済資金として約 275 百万円、(ii) 住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資として約 388 百万円、(iii) 住宅・不動産関連ポータル事業に係る人材投資として約 225 百万円にそれぞれ充当される予定であるとのことです。また、公開買付者において、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の数として対象者が決議した株式数のうち一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることになることから、その場合は資金使途の優先順位 (iii)、(ii)、(i) の順に使途を減額する予定とのことです。なお、本第三者割当の詳細については、対象者有価証券届出書等をご参照ください。

（訂正後）

公開買付者は、本日、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより、対象者の議決権の過半数の取得を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、本日付で、対象者との間で投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結いたしました。本投資契約の詳細は、下記「（３）本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本投資契約の概要」をご参照ください。

本日現在、対象者株式は東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、後述の本第三者割当増資及び本自己株式処分を組み合わせることにより対象者の議決権について後述の本第三者割当増資後の株券等所有割合（以下「増資後株券等所有割合」といいます。（注１））で 61.63%から 66.00%までの取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様に少しでも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び後述の本第三者割当による取得分並びに後述の本第三者割当増資による公開買付者が本公開買付け後における対象者の顧問への就任に同意する者４名（堀口育代氏、林展宏氏、菅間淳氏及び舘野祐一氏。以下、４名を総称して「顧問候補者ら」といいます。なお、公開買付者は顧問候補者らと過去に経営を担った経験を有しております。）の取得分に関して、本第三者割当増資による最小の発行株式数（後述の本第三者割当増資により公開買付者及び顧問候補者らに発行される対象者株式数のうち最小のもの）を公開買付者と対象者との協議の上 506,500 株とし、仮に本公開買付けに対象者の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合においても増資後株券等所有割合が 66.00%となるよう、買付予定数の上限を 645,000 株（所有割合（注２）：50.06%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（中略）

（注１）　「増資後株券等所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当の結果新たに発行及び処分されることとなる対象者株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、具体的には、対象者が平成 28 年８月 10 日に提出した第 14 期第２四半期報告書（以下「対象者第 14 期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数に係る議決権数を加算した議決権数を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。なお、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときには、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は 556,600 株、その議決権個数は 5,566 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数 17,446 個を分母として算出されることとなります。

（中略）

なお、上記（注１）から（注３）の計算式にて算出した本書記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合（注１）	所有割合（注２）	増資後完全希薄化ベース持株割合（注３）
①	36.97%	50.06%	―
②	13.81%	23.61%	12.86%
③	66.00%	89.37%	―
④	61.63%	110.17%	60.00%
⑤	12.51%	22.37%	12.18%
⑥	0.69%	1.24%	0.68%
⑦	4.34%	7.76%	4.23%
⑧	17.55%	31.37%	17.09%

① 買付予定数の上限（645,000 株）

② 買付予定数の下限（304,200 株）

③ 本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,151,500 株）に係る議決権数（11,515 個）

④ 本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数（1,419,500 株）

⑤ 井端氏が所有する対象者株式の全て（288,200 株）

⑥ 井端まどか氏が所有する対象者株式の全て（16,000 株）

⑦ 対象者が所有する自己株式の数（100,000 株）

⑧ 応募合意株主及び自己株式の合計数（404,200 株）

（注）「増資後株券等所有割合」の算定において、（ⅰ）分子が上記①及び③の場面では、分母に係る議決権の個数を 17,446 個として算定しています。これは、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される対象者株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに対象者の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときを想定したものです（本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は 556,600 株、その議決権個数は 5,566 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 17,446 個となります。）。また、（ⅱ）分子が上記②の場面では、分母に係る議決権の個数を 22,033 個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式の合計数（304,200 株）のみで成立した場合を想定したものです（この場合、本第三者割当により発行される対象者株式数は 1,015,300 株（後述の最大発行株式数）、その議決権個数は 10,153 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 22,033 個となります。）。他方、（ⅲ）分子がそれら以外の場面（上記④、⑤、⑥、⑦及び⑧の場面）では、分母に係る議決権の個数を 23,033 個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主及び対象者が所有する対象者株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合を想定したものです（この場合、本第三者割当により発行及び処分される対象者株式数は 1,115,300 株（後述の最大発行株式数（1,015,300 株）に応募予定の自己株式 100,000 株を加算した株式数）、その議決権個数は 11,153 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 23,033 個となります。）。

（中略）

また、対象者が本日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし（但し、後述の本自己株式処分の割当予定先は公開買付者のみとなります。）、申込期間を平成 28 年 11 月 28 日から平成 29 年２月７日まで、払込期間を平成 28 年 12 月９日から平成 29 年２月８日までとする第三者割当の方法による、募集株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。（注４））及び自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といい（注５）、本第三者割当増資と併せて「本第三者割当」といいます。）について決議しているとのことです。なお、顧問候補者らを割当予定先とする第三者割当の方式による募集株式の引受けは、新規発行に係る株式を取得するものであることから「買付け等」に該当せず、従って、いわゆる別途買付け禁止規制（法第 27 条の５）の適用を受けません。

公開買付者は、本第三者割当に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資（後掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）から 504,999 株までの数であった場合））、最

小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（中略）

以下は、その場合の議決権に関する内容です。

(a) 公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、（i）最大で 10,278 個であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）を取得することとなる場合には、合計 13,320 個となります（注）。また、公開買付者がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、（ii）最小で 4,190 個であり、これは本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超えた場合であることから、当該 645,000 株に係る議決権数 6,450 個を加算し、合計 10,640 個となります。

（注）公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株（本第三者割当増資（後掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数 927,800 株に、自己株式 100,000 株を加算した株式数）に係る議決権数 10,278 個に、上記の対象者株式 404,200 株（応募合意株主が所有する株式数及び対象者が所有する自己株式の合計数）に係る議決権数 4,042 個を加算した上で、両者の重複部分である対象者が所有する自己株式 100,000 株に係る議決権数 1,000 個を控除した個数となります。

(b) 上記（a）の募集株式に係る議決権数は、最大で 10,278 個、最小で 4,190 個であります。

(c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で 23,033 個（注 a）、最小で 17,446 個であります（注 b）。

（注 a）対象者第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最大数 1,027,800 株に係る議決権数 10,278 個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計 87,500 株に係る議決権数 875 個を加算した個数となります。

（注 b）対象者第 14 期第２四半期報告書に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、公開買付者が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる対象者株式の最小数 469,100 株（公開買付者に対する本第三者割当増資による最小の発行株式数 419,000 株と公開買付者に対する本自己株式処分による最小の処分株式数 50,100 株との合計数）に係る議決権数 4,691 個、並びに

顧問候補者らが本第三者割当増資により所有することとなる対象者株式の合計87,500株に係る議決権数875個を加算した個数となります。

（中略）

（注４） 第三者割当増資は、発行価額が本公開買付価格と同額である１株当たり807円で、（イ）本公開買付けにつき 404,200 株以上 504,999 株以下の応募があった場合には、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、発行株式数が最大で1,015,300株（以下「最大発行株式数」といい、当該最大発行株式数の内訳は、公開買付者：927,800株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各25,000株、舘野祐一氏：12,500株となります。）、発行価額の総額が819,347,100円（当該発行価額の総額は、最大発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）となります。他方、（ロ）本公開買付けにつき 645,001 株以上の応募があった場合には、公開買付者の本公開買付けによる取得分及び本第三者割当による取得分並びに本第三者割当増資による顧問候補者らの取得分を合わせて、発行株式数が最小で506,500株（以下「最小発行株式数」といい、当該最小発行株式数の内訳は、公開買付者：419,000株、堀口育代氏、林展宏氏及び菅間淳氏：各25,000株、舘野祐一氏：12,500株となります。）、当該発行価額の総額が408,745,500円（当該発行価額の総額は、最小発行株式数の全株式について払込みがあったものとして計算した最小値であります。）となります。なお、本公開買付けにつき、応募株式数が404,200株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）を超え、かつ645,000株（本公開買付けの買付予定数の上限）以下で成立した場合における、本第三者割当増資による公開買付者に対する発行株式数については、(i) 増資後株券等所有割合が66.00%に達するまで（具体的には、応募株式数に係る議決権数が5,049個以下（応募株式数が504,999株以下）であったとき）は最大発行株式数（1,015,300株）に変動はないものの、（ⅱ）本公開買付け及び本第三者割当の結果増資後株券等所有割合が66.00%を超えることとなるとき（具体的には、応募株式数に係る議決権数が5,050個以上(応募株式数が505,000株以上)であったとき)には、増資後株券等所有割合が66.00%を超えないよう最大発行株式数を 100 株単位で減じて発行されることとなります（具体的には、応募株式数に係る議決権数の5,049個からの増加分をｘ個とした場合、本第三者割当増資に係る発行株式数（ｚ株）は、以下の算式により算出されることとなります。）。

ｚ（株） ＝ 1,015,300（最大発行株式数）－ ｙ（最大発行株式数からの減少株式数）

$$y\ (\text{最大発行株式数からの減少株式数}) = \frac{x\ (\text{個}) \times 100,000 - 93,165}{33,995} \times 100$$

（注）「ｙ」は100株単位とし、100株未満の部分は全て100株に繰り上げる。

また、（ⅲ）本公開買付けにおける応募株式数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001株以上の応募があった場合）には、あん分比例の方式により計算した株数につき株券等の買付け等に係る受け渡しその他の決済が行われることとなりますが、かかる場合においては、本第三者割当増資により公開買付者に対して発行される対象者株式数は419,000株となり、顧問候補者らに対して発行される対象者株式数（87,500株）と合計して506,500株（最小発行株式数）となります。なお、この場合、増資後株券等所有割合は、64.17%以上66.00%以下となります。

（中略）

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当により調達する資金（発行及び処分諸費用控除後の手取概算額）については、（ⅰ）銀行借入金の返済資金として約275百万円、（ⅱ）住宅・不動産関連ポータル事業に係るシステム投資として約388百万円、（ⅲ）住宅・不動産関連ポータル事業に係る人材投資として約225百万円にそれぞれ充当される予定であるとのことです。また、公開買付者において、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における募集株式の数として対象者が決議した株式数のうち一部について払込みのない可能性があり、そのときには手取概算額は減額されることになることから、その場合は資金使途の優先順位（ⅲ）、（ⅱ）、（ⅰ）の順に減額する予定とのことです。なお、本第三者割当の詳細については、対象者有価証券届出書等をご参照ください。

（５） 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

（訂正前）

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数）（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200株）の応募のみで成立した場合）、最小で419,000株（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大100,000株、最小50,100株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（後略）

（訂正後）

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資

（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資（前掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）から 504,999 株までの数であった場合））、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（後略）

２． 買付け等の概要

（６） 買付け等による株券等所有割合の異動

（訂正前）

（注４） 対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数）（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。また、顧問候補者らによれば、本公開買付けが成立することを条件として、本第三者割当増資における顧問候補者らに対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（合計 87,500 株）について払込みを行う予定とのことです。本公開買付けにおいて公開買付者が買付予定数の上限（645,000 株）の買付け等を行い、公開買付者が本第三者割当増資につき 419,000 株の全部の払込みを行い、かつ、顧問候補者らが当該株式数（合計 87,500 株）の全部の払込みを行った場合、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる株式数の合計は 1,151,500 株となり、当該株式に係る増資後株券等所有割合の合計は 66.00%となります。なお、顧問候補者らは、法第 27 条の２第７項第２号の規定（株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等を取得することを合意している者）による特別関係者に該当する可能性がありますが、本日現在、いずれも対象者の株券等を一切所有しておりません。

（訂正後）

（注４） 対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及び本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。公開買付者は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資（前掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数）から 504,999 株までの数であった場合））、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）にお

いて発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(1,027,800 株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。また、顧問候補者らによれば、本公開買付けが成立することを条件として、本第三者割当増資における顧問候補者らに対する募集株式の数として対象者が決議した株式数（合計 87,500 株）について払込みを行う予定とのことです。本公開買付けにおいて公開買付者が買付予定数の上限（645,000 株）の買付け等を行い、公開買付者が本第三者割当増資につき 419,000 株の全部の払込みを行い、かつ、顧問候補者らが当該株式数（合計 87,500 株）の全部の払込みを行った場合、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる株式数の合計は 1,151,500 株となり、当該株式に係る増資後株券等所有割合の合計は 66.00%となります。なお、顧問候補者らは、法第 27 条の２第７項第２号の規定（株券等の買付け等を行う者との間で共同して当該株券等を取得することを合意している者）による特別関係者に該当する可能性がありますが、本日現在、いずれも対象者の株券等を一切所有しておりません。

４． その他

（２） 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 本第三者割当増資及び本自己株式処分の実施

（訂正前）

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及びに本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資に関して、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数)（本公開買付けが応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合)、最小で 419,000 株（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。なお、上記「１．買

付け等の目的」の「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、公開買付者が本第三者割当により対象者株式を取得する場合には、本取引により、公開買付者は、会社法第 206 条の２第１項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。この点、対象者有価証券届出書等によれば、本日開催の取締役会において、監査役３名（社外監査役３名）全員は、本第三者割当には必要性及び相当性が認められること、払込金額は特に有利な払込金額には該当しないこと、その他法令上必要な手続を経た上で実施される予定であること等を踏まえて、会社法第 206 条の２第１項に規定する特定引受人に該当する公開買付者に対する本第三者割当増資及び本自己株式処分による対象者株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しているとのことです。なお、仮に会社法第 206 条の２第４項に規定するところに従い総株主の議決権の 10 分の１以上の議決権を有する株主が本第三者割当増資及び本自己株式処分に反対する旨の通知がなされた場合には、同項に規定する株主総会決議が必要となる可能性があります。詳細は、当該公表文をご参照ください。

（訂正後）

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資（前掲（注４））及びに本自己株式処分（前掲（注５））について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資に関して、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）として対象者が決議した株式数であって、本第三者割当増資（前掲（注４））による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（応募合意株主が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式の合計数株）から 504,999 株までの数であった場合））、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる対象者株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00％を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、対象者が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。他方、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（1,027,800 株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。なお、上記「１．買付け等の目的」の「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、公開買付者が本第三者割当により対象者株式を取得する場合には、本取引により、公開買付者は、会社法第 206 条の２第１項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。この点、対象者有価証券届出書等によれば、本日開催の取締役会において、監査役３名（社外監査役３名）全員は、本第三者割当には必要性及び相当性が認められること、払込金額は特に有利な払込金額には該当しないこと、その他法令上必要な手続を経た上で実施される予定であること等を踏まえて、会社法第 206 条の２第１項に規定する特定引受人に該当する公開買付者に対する本第三者割当増資及び本自己株式処分による対象者株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しているとのことです。なお、仮に会社法第 206 条の２第４項に規定するところに従い総株主の議決権の 10 分の１以上の議決権を有する株主が本第三者割当増資及び本自己株式処分に反対する旨の通知がなされた場合

には、同項に規定する株主総会決議が必要となる可能性があります。詳細は、当該公表文をご参照ください。

以　上